

令和8年第2回香芝市教育委員会会議（2月定例会）会議録 非公開部分

（午前11時22分～午後00時25分）

教育長 それでは、休憩を解き再開します。

日程4 前回会議の内容の確認

教育長 まず、追加議案を御審議いただく前に、令和8年第1回香芝市教育委員会会議1月定例会の会議内容について、事務局より説明をお願いします。
大西教育部次長。

大西教育部次長 これまでの教育委員会会議におきまして、前回の振り返りにつきましては、恐らくなかったと思います。今回、改めて会議規則を確認していく中で、今回の審議につながるものでございますので、あらかじめ前回は行ったことにつきまして、お話をさせていただいたことの振り返りをさせていただくとともに、今回の議案につなげたいといった趣旨から、この規則に基づきまして、前回の振り返りを今回から入れさせていただいておりますということをまず冒頭に申し上げさせていただきます。

 前回、皆様に御報告をさせていただいた内容でございますので、詳細につきましては割愛させていただきますけれども、項目につきまして振り返りをさせていただきたいと思います。

 まず、案件としては、「香芝市いじめ防止対策委員会規則の制定に関する報告及び承認について」を策定いただいております。こちらにつきましては、先般、香芝市におきましては、いじめ防止のための基本的な方針の作成、策定をさせていただきまして、それに基づきまして、香芝市いじめ防止対策委員会というものを、いわゆる教育委員会が重大事態の調査主体になるときに、おきまして、事実関係の調査及び審議を行うことに関して規定したものでございます。こちらについて、直ちにそういったものにかかる案件はございませんが、もし、重大事態になるような案件がございましたら、直ちにどこで調査をするのか、学校の校内委員会なのか又は教育委員会のいじめ防止対策委員会なのか、それをお諮りした上で、もし教育委員会が主体になる場合については、この規則に基づいて行うことを定めたものでございます。

 次に、本日の追加議案「香芝市学校施設等整備計画の改正について」でございます。こちらについては、前回お話をさせていただいたように、今回、議案として提出させていただくに当たって、議論をして深めていただくために、あらかじめこういった内容で開催をさせていただきますということで、御報告をさせていただいたものでございます。内容につきましては、議題になっておりますので、後ほど御説明させていただきます。

 また、「教育財産の取得について」というところも、今回議案に入れさせていただいておりますが、こちらにつきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2号に基づきまして、教育委員会から市長に対して申し入れを行うこととされておりますので、今回議案として挙げさせていただきますけれども、皆様に御承知おきいただきたいということで、触れさせていただきましたが、その内容につきまして、後ほど御説明をさせていただきます。

 そして、関屋小学校のスクールバス運行事業についても御説明をさせていただきますと思います。昨年度と同様に、関屋小学校の通学における熱中症対策の1つとして、スクールバスの運行をさせていただくというこのような趣旨でお話をさせていただいております。

また、「学校医等の報酬の見直しについて」ということで、こちら保健給食課から報告をさせていただいたものでございます。こちらにつきましても、議案として提出しておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

そして、「学校給食費の抜本的な負担軽減について」ということで、国において学校給食費の抜本的な負担軽減が打ち出された中で、香芝市が今後どのように取り組んでいくのかということについて御報告させていただきました。それに関連する予算につきましては、今回予算の中に入れさせていただいておりますので後ほど御説明をさせていただきたいと思います。

最後に、「香芝市学校図書館開放事業実施要綱の制定について」ということで、いわゆる子ども図書館を来年度の4月から開館するに当たりまして、御説明をさせていただいた次第でございます。この子ども図書館につきましては、順次整備を進めておりまして、おおむね3月末までには整備が整うように担当課からも聞いております。

前回の振り返りとしては、以上でございます。

教育長 ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

追加議案（1） 議第2号「香芝市学校施設等整備計画の改正について」

教育長 つづきまして、議第2号「香芝市学校施設等整備計画の改正について」を事務局より説明をお願いいたします。
大西教育部次長。

大西教育部次長 それでは、議第2号「香芝市学校施設等整備計画の改正について」の提案理由を申し上げさせていただきます。

本案は、香芝市学校施設等整備計画を一部改正するため、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づきまして、議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、先に概要だけ御説明させていただきますと、関屋小学校に関する記述の変更、また、優先して改築する学校施設等の複合化の一例の変更、そして、新たに学校施設等の増築等について検討しなければならないことがございますので、そちらの記述を追加させていただいております。具体的には、別紙（追加）を御確認いただければと思います。

まず、この香芝市学校施設等整備計画につきましては、昨年の8月に策定をさせていただいて、教育委員会会議におきましても、報告をさせていただいたものです。こちらの目的、そういったところにつきましては、前回お諮りをさせていただいておりますので、主に先ほど申し上げました変更点の箇所について御説明をさせていただきます。

まず、関屋小学校に関する記述の推移といったところにつきましてご説明をさせていただきます。ページといたしましては、2ページ目から3ページ目に掛けてのところでございます。「3 優先して改築する学校施設等の決定」ということで、令和7年9月の香芝市議会定例会にも上げさせていただいております、五位堂小学校と志都美小学校、こちらについては、改築の形で基本設計を進めているところでございますが、そこに加えて関屋小学校も、もともと改築する学校施設等として定めておりました。ただし、関屋小学校の改築対象とする建物につきましては、五位堂小学校及び志都美小学校のそれらと比較すると築年数はやや浅いものの、平成13年に実施しました耐震診断におきまして、管理教室棟の構造耐震指標（I s 値）が0.7となっておりまして、学校施設として求められる基準値と同値にとどまっていたことや、教室棟（南側）のコンクリート強度が15.8 N/mm²という数字になっておりまして、国の基準としては13.5 N/mm²でございますが、この数

値をやや上回る程度にとどまっていたといったことのほか、管理教室棟及び屋内運動場につきましては、土砂災害警戒区域内に位置しているということもございまして、優先して改築する学校施設として位置付けたものの、一方で、この当該建物につきましては、広範囲にわたって劣化が見られることから、中規模改修に係る詳細設計に着手していたということもございまして、少なくともコンクリート強度の調査、こういったものを実施した上で、方向性を改めて検討するというふうなことでございますが、令和7年9月13日から同年10月8日までにかけて、コンクリート等の調査を実施したところ、基準値を上回ったことから、予定どおり中規模改修を進めさせていただきまして、改修完了後のおおむね10年後をめどに改築を目指すこととするというふうな記述に変更させていただいております。このことから、コンクリート強度の調査が、このように予定通りの計画に戻っております。

次の変更点といたしましては、「6 優先して改築する学校施設等の複合化の一例」というところでございます。先ほど言いましたように、今、基本設計を進めているところであり、かつ、志都美小学校におきましては、先般の教育委員会会議の報告をさせていただきましたとおり、その建て方について変更をさせていただくということもございまして、若干その部分についてはお時間を要するといったところでございます。

いずれにしても、基本設計が現状終わっておりませんので、ここから、また、複合化する一例が変わってくる状態であるということを踏まえて、御説明をさせていただきます。

まず、五位堂小学校の変更点につきましては、5ページ目のところを見ていただきたいと思います。今回、黄色にしているところの変更点でございます。こちらが、公立幼稚園及び公立保育所の再編に関する基本方針に基づき、休園をしています関屋幼稚園でございます。こちらにつきましては、「除却」という表現で書かせていただいておりますが、必ずしも建物を取り壊すだけではなく、売却であったり、譲渡であったり、いろいろな手法はあろうかと思いますが、休園しているこの建物につきましては、公共施設等の総合管理計画におきまして、総面積を減らしていくという市全体の方針のもと、この建物の在り方も含めて考えないといけないだろうというところなんです。また、現在設計している五位堂小学校も国の財源を活用して建替えをしようと考えておりますが、こちらの仕組みとしては、総延床面積を既存よりも減らさないといけないという仕組みがございしますので、そういった観点から面積の確保といったところを考えていかなければならない。

したがって、先ほどの総合管理計画上の総面積を減らしていくといったような観点から、関屋幼稚園をこちらへ持ってくるというお話ではなくて、公共施設として除却をした中で、その面積相当分を持ってくるという考え方で思っただけであれば良いかなと思います。繰り返しになりますが、関屋幼稚園をこちらに持ってくるというものではなく、あくまで公共施設の除却をした上で、その面積をその記載の関係から、その面積相当分を活用させていただく、面積を確保すると御理解いただければと思います。そこが1つの変更点です。

次に、その下の志都美小学校の部分でございます。こちらにつきましては、真美ヶ丘西小学校の西側でございます埋蔵文化調査棟の機能を改築する志都美小学校に複合化というふうに変更をさせていただいております。やはり、志都美小学校におきましては、不特定の方が入るようなものを複合化するのではなく、ある程度、出入りされる方がわかるよう構成ができればなということで一例として挙げさせていただいております。

次に、志都美学童保育所についてでございます。もともと志都美学童保育所として使っておりました2階の部分は、現状として香芝市の施設になってございます。1階につきましては香芝市社会福祉協議会に譲渡させていただ

こちらの建物につきましては、処分等する方針ではありますが、その方法については今後検討してまいります。いずれにしても、冒頭申し上げましたとおり、設計が終わっている段階ではございませんので、一例として改めて示させていただいたものでございます。

こういったものにつきましても、最後の5番目に書かれているとおり、増築等をするに当たり、本市にとって有利な国の財政支援を活用することとし、総合的かつ効率的に整備してまいりたいとこのようなものでございます。

田中委員 関屋小学校について、改築対象から今回は除外するという事で、中規模改修をなさって、１０年後をめどに改修をとということをお示しいただいています。その根拠となるものとして、コンクリート強度の調査も直近なさっているということですが、１０年後をめどにしたときのその１０年間にわたってのコンクリート強度の調査というのはどのぐらいのスタンスでやっていけるのかというのを伺いできればと思います。

教育総務課長 前回、平成13年度にコンクリート強度を計測いたしました。そして、今回、令和7年度にコンクリート強度を再計測いたしましたが、前回の数値を上回る値でした。ですから、今後10年、コンクリート強度が下がる見込みは少ないかと思われますし、十分に使えると教育総務課としては判断させていただきました。

教育長 田中委員。

田中委員 いろいろな自然災害など、今後起こりうることもございますし、そのことによってコンクリートの強度が増減するというのは、私は少しそこについての知識がないものでわからないのですが、いろいろな状況に応じて、一旦先延ばししているものですので、注意深く見ていただけたら有り難いと思います。

教育長 貴重な御意見ありがとうございます。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 それでは、本案につきまして、御異議はないでしょうか。
何とぞ慎重御審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いします。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することとし、次の追加議案に進みたいと思います。

追加議案（２） 議第３号「教育財産の取得に係る申出について」

教育長 追加議案（２）議第３号「教育財産の取得に係る申出について」事務局より説明をお願いします。
教育総務課長

教育総務課長 それでは、議第３号「教育財産の取得に係る申出について」の提案理由を申し上げます。

追加議案別紙８ページを御覧ください。

本案は、市長に対し教育財産の取得を申し出ることについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２８条の規定及び香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第２条第１項第１６号に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

申し出する教育財産につきましては、前回の教育委員会議におきまして御報告いたしました令和８年度主要事業の内容より１件予定価格１，５００万円以上の教育財産としております。

弓道場の整備につきましては、平成１５年に行いました香芝中学校の整備に約５，０００万円かかったことから１，５００万円以上の教育財産としております。

何とぞ慎重に御審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いします。

教育長 ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

教育部長 少し補足してよろしいですか。

教育長 はい、教育部長。

教育部長 ただ今の追加議案（２）議第３号「教育財産の取得に係る申出について」私から少し補足させていただきます。

予算執行を伴うもののうち、教育委員会が管理する財産のものにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会から市長に対して申出を行う必要があるとされております。令和7年度につきましては、主要事業としまして五位堂小学校及び志都美小学校の改築工事に伴う基本設計業務であるとか、小中学校の防犯カメラの設置、下田小学校、二上小学校、香芝中学校への設置、それから、香芝市立の4中学校の屋内運動場の空調設備、こちらにつきまして、教育財産の取得に係る申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条による予算案の意見聴取に併せて行ってきたところでございます。

一方、令和8年度における事業の実施に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の「あらかじめ教育長から市長に申出を行う」という部分について、教育委員会が管理する財産について、取得を求めることについて、教育委員会が市長に対して、改めてこの明確に行うというところで本案を提出するというところでございます。

先ほど冒頭にその振り返りを行いました、令和8年第1回の教育委員会会議1月定例会で既に御意見をいただいているところではございますが、教育委員会から市長に対して申出を行うに当たり、繰り返しになりますが、御意見を改めていただくものでございます。その内容でございますが、少し申し上げたいと思います。

まず、弓道場の整備でございます。そして、トイレの改修工事としまして、旭ヶ丘小学校の第二期改修工事と香芝北中学校の第二期改修工事を行いたいと思います。そして、下田小学校の長寿命化改修工事、関屋小学校の南館の中規模改修工事、香芝市立小学校屋内運動場の空調設備設置工事、これは五位堂小学校を除く9校でございます。また、小中学校の照明設備改修工事、LED化ですね。これは、三和小学校、鎌田小学校、旭ヶ丘小学校、志都美小学校、真美ヶ丘東小学校、真美ヶ丘西小学校及び4中学校でございます。それと小学校へのウォータークーラーの設置、全10校です。五位堂小学校及び志都美小学校の改築工事に伴う実施設計業務。あと、三和小学校の校舎の増築工事に伴う設計業務。三和小学校の外壁及び屋上防水改修工事に伴う設計業務。二上小学校東側擁壁改修工事に伴う設計業務。鎌田小学校屋上防水改修工事に伴う設計業務及び屋上へのヘリサインの設置。香芝西中学校及び香芝東中学校屋上の防水改修工事でございます。こちら、ヘリサインの設置を予定しております。また、防犯カメラの設置工事といたしまして、五位堂小学校、下田小学校、二上小学校、志都美小学校、香芝中学校を除く9校ですね。あと、児童用ロッカーの改修工事として、鎌田小学校及び真美ヶ丘東小学校の改修工事。真美ヶ丘西小学校及び香芝北中学校のヘリサインの設置。あと、各小中学校施設の改修工事及び修繕を必要に応じて行いたいと思います。

たくさん申し上げましたが、これらの教育財産の取得に係る予算編成を同第28条の2項により、市長に申出をするとともに、次の諮第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」、同第29条により予算提出についての意見聴取をさせていただきたいと思います。

以上、補足説明でございます。

教育長 説明ありがとうございました。

教育長 何かございますか。はい、大西教育部次長。

大西教育部次長 改修工事に係る教育財産と言われるものを抜粋して入れさせていただいております。

- 教育長 今、部長と大西教育部次長から教育財産ということで、説明をいただきました。何か御質問等はございませんか。
青木委員。
- 青木委員 わかりましたけれども、ここで私たちがしなければいけないことは、市長への申し入れに関して、私たちがもう少し議論をしなければいけないと捉えていいのでしょうか。
- 教育長 議論が必要だと思うことがございましたら、意見を出していただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 青木委員 ということは、改修等はもちろんしていかなければならないことでございますので、それを私たちが聞いて、これからどうするのかという意見がなかなか述べにくいところですからそういうところではなしに、例えば、これから作っていくとするところであるとか、計画が変更可能なところについて私達は意見を述べさせていただけると捉えています。
- 教育長 それも含めて、御意見をいただけたらと思います。
青木委員。
- 青木委員 弓道場の設置につきまして話をさせていただきましたので、ある程度頭の中にも入っているんですけども、改めてその経緯について説明をしていただけたら有り難いと思います。
- 教育長 大西教育部次長。
- 大西教育部次長 令和8年第1回香芝市教育委員会1月定例会でも御説明させていただきましたが、令和8年4月から学校部活動の地域クラブへの地域展開に伴い、1つのクラブに所属する人数が多くなり、特に1つの学校にしかない施設等につきましては、やはりそういった拠点校をもう一つ増やしてほしいという内容も含めまして、意見も寄せられているところでございます。
特に、弓道部につきましては、令和6年6月に実施いたしました休日の地域クラブ活動に関心を持っている児童生徒へのアンケートにおきまして、多数の希望があったものでございますが、競技に供する施設としては香芝中学校のみであると。香芝中学校の1校のみを拠点校として活動するにはなかなか競技に供するということが難しいという状況があると。このことにつきましては、令和7年12月香芝市議会定例会の一般質問におきまして、市議会議員からも同様の意見をいただきまして、早急に整備を進めてほしいといった御意見もいただいているところでございます。
教育委員会事務局としては、指導者の調整も含めまして、財政課とも協議しながら、できる限り子どもたちや保護者の要望に応え、活動環境の充実に取り組んでいきたいと、このように考えており、新たに弓道場を整備をすることができればと考えておりますことから、今回、市長に対して申出を行うに当たりまして、改めて弓道場の整備について、御意見を賜りたいと考えてございます。
- 教育長 はい、青木委員。
- 青木委員 確かに、令和8年第1回香芝市教育委員会1月定例会におきまして、学校部活動から地域クラブ活動へと地域展開するに当たりまして、香芝市では拠点校方式を採用しているとのことであったと思います。先ほどの説明にもあ

りましたように、メリットとデメリットがあるのではないかと考えております。デメリットと申しますのは、1つのクラブに所属する人数が多くなりすぎる。そしてメリットは、当然のことですけれども、これまで自身の学校になかった部活動、そういったものに参加することができる。すなわち、種目選択の幅が増えることで経験していないスポーツにより親しみやすくなるということが挙げられると思います。

特に弓道に関しましては、どのようなことが好きでということもあろうかと思っておりますけれども、まず希望人数、そういったことを、私達は考えるところですが、弓道に関しましては相当数の希望者が確認されていますし、また新しい競技に触れるということは、将来的において、生涯学習の機会の創出にもつながると思っております。そういったことから、是非とも弓道場を整備、設置していただけたらと思っております。

では、弓道場はどんな場所に、実際どこに設置をするのか。その辺りについて、どのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

教育長 大西教育部次長。

大西教育部次長 資料を作成するに当たりまして、弓道場の整備のところだけ場所が「協議による」という書き方をしております、これについては、また説明をさせていただきますが、令和8年第1回香芝市教育委員会1月定例会においておおむね説明をさせていただく中で、人数も含めて御説明をさせていただいたと思うんです。そういった中で、おおむね御賛同をいただいておりますところから、弓道場を整備することにつきまして、具体的な場所につきましても、協議を進めてさせていただく中で、香芝市スポーツ公園事業におきまして基本計画の中に、武道場が整備される計画がありまして、その当該武道場には弓道場の整備につきましても、含まれているところを確認させていただいたところでございます。

教育委員会事務局としては、いずれの場所におきましても、地域クラブ活動の実施というのは、拠点校という考え方でいくと可能であるかと思っておりますので、場所につきましては協議によるという書き方にさせていただいているところでございます。以上でございます。

教育長 はい、青木委員。

青木委員 場所について、これから考えていかなければいけないということでございますが、いずれの場所においても地域クラブ活動の実施が可能でありましたら、今後の維持管理という観点、それから、より多くの人が利用できるという、そういった弓道場の整備というのを考えていきまして、私は香芝市スポーツ公園内に整備するほうが有効と思っているんですけれども、それと併せて指導者の問題等、いろいろな問題があると思いますが、その辺りの考え方について聞かせていただきたいなと思っております。

教育長 大西教育部次長。

大西教育部次長 教育委員会事務局としても、先ほど申し上げましたように、協議によるという形でさせていただいております。青木委員のおっしゃっていただいた内容については、同様のことを少し考えておりまして、当初は拠点校ということですので、弓道場を香芝西中学校内に整備することを検討していて、教育財産として取得することを市長部局に対して申し出するという形で検討をしていたんですけれども、やはり青木委員からも御意見もありましたとおり、やはり弓道場を学校内に作るとなると、新たに弓道を指導できます教員を配

置する必要性や維持管理等というところも含めてやっていかないといけない。さらに、学校教育活動中は弓道場は使えないということになりますので、広くその施設を利用できるということも含めると、香芝市スポーツ公園内の整備についても検討したいと思っております。地域クラブとしても活用できるような弓道場の整備ができれば良いという観点からいきますと、必ずしも香芝西中学校に作らないといけないというものでもないということもあるかと思えます。先ほど青木委員が言っていたように、弓道場を整備することにつきまして、それが最終的には香芝市スポーツ公園内に作りますと、どうしてもそれが学校の施設ではないので、そういった観点でいきますと最終的に教育財産としては申し出ますけれども、教育財産とならない場合もあるかと思えます。最終的には市長部局と調整をして、それに関する予算というのを上げてまいりたいと思えます。

教育長 ありがとうございました。

教育長 ほかに御質問等はございませんか。
 關野委員。

關野委員 小学校のウォータークーラー設置について、ものすごく気になっていることがあります。昨年度も暑くて大変でしたけれども、子どもたちが飲んで回転がよくなってくるとクーラー自身が効かなくなってきた、その水が健康上悪い、不衛生になる、とそのようなことが以前いた学校でありまして、夏に学校にあるウォータークーラー全部を使用しなくなったんです。せっかくあるのに、無駄になってしまったということがありました。ただ、今ね、最新の機械なんかで、そういうところが改善されているかもしれませんけれども。せっかくのものが無駄にならないように上手に使っていただきたいと思えます。

 もう一つ、防犯カメラの名称について。最近、大阪府の私立学校も防犯カメラを設置しております。私の勤めていた学校も設置したんですけれども、名称としては「見守りカメラ」としたんです。そうすると保護者や子どもたちはものすごく安心します。「見守りカメラ」となると、子どもたちが安心して学校に来られると。名称だけの問題ですけれども。ただそこが少し気になりました。以上です。

教育長 貴重な御意見ありがとうございます。事務局のほうでもいろいろと検討していただけたと思います。

教育長 ウォータークーラーについてはいかがでしょうか。
 教育総務課長。

教育総務課長 現在検討中のものは、タンクに一回溜めて冷やすのではなく、ウォータークーラー内部の管を通る過程で水道水が冷えて出てくるというものですので、水質的には問題ないかと思えます。

關野委員 昔とだいぶ変わったんですね。ありがとうございます。

教育長 私も旭ヶ丘小学校で3年ほど使ったものを廃棄したことがありました。ウォータークーラーの機能も相当変わってきて、最近はいいいものができているんですね。

教育長 ほかに御意見等はございませんか。

田中委員。

田中委員 ウォータークーラーから出てくる水については、水質管理の検査がなされる予定でしょうか。そちらの方も、後ほど御提案もあると思うんですけども、学校薬剤師さんの新旧の報償費が変わっていないというふうに見取らせていただきましたが、新たに設置場所があるとしたら検査項目に追加されれば、報償費もいささか上がるのかなとか思いながらこの予算を拝見させていただいていたんですけども、そちらの方は項目に加えられる予定でござい
ますか。

教育長 保健給食課長。

保健給食課長 まだ学校薬剤師会の方との協議の部分でございますので、そういった委員さんからの御意見をもとに、今後、協議を進めていきたいと考えてござい
ます。ただ、申し訳ございませんが、現時点では決まっております。

教育長 よろしいですか。

大西教育部次長 少しよろしいですか。

教育長 大西教育部次長。

大西教育部次長 先ほど教育総務課長からウォータークーラーについて説明がありましたが、溜めて冷やすということであれば点検が必要になってくるかと思いますが、ウォータークーラー内部の管を通る過程で水道水が冷えて出てくるものとなりますので、点検はいるのでしょうか。

保健給食課 学校薬剤師会からも直接給水の場合はいらないんじゃないかというふうなお話もいただいているんですが、ただこういった御意見もあったということもお話させていただこうかなと思います。

教育長 田中委員。

田中委員 そのようにおっしゃっていただいているんだったら安心です。何かあったときに、何かそこが起因になるんじゃないかというふうな御指摘があったときに、明確な根拠を持って御説明できるような体制が必要じゃないかなと思いました。

保健給食課長 少し補足してよろしいですか。

教育長 保健給食課長。

保健給食課長 もちろん直接給水の場合でも、夏休み明けですとか、水道を使っていなかった場合というのは、調査が必要になってくる場合もあるんじゃないかという御意見も学校薬剤師会からもいただいておりますので、その辺りも含めまして協議を進めているところでございます。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 先ほど關野委員さんから防犯カメラについてお話がございましたが、改めてその経緯について説明はよろしいですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 令和8年第1回香芝市教育委員会1月定例会でも御説明させていただきましたが、文部科学省の「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」に基づき、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制はもとより、児童及び生徒の安心感の醸成等のため、防犯カメラの設置を進めることとしたものです。
また、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの未然の防止を図るとともに、これらの発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備するためにも、防犯カメラを設置することとしました。以上でございます。

教育長 先ほど關野委員さんには名称について御意見をいただきましたが、なぜこの時期に進めるのかについてはいかがでしょうか。
教育総務課長。

教育総務課長 防犯カメラの設置に関しては、先ほど述べた体制の整備を進めていくほか、国の有利な財源である学校施設環境改善交付金に特別防犯対策があり、不審者侵入対策として防犯カメラ、オートロック、非常通報装置等の設置費に対して補助されるものですが、当該交付金は、令和5年度から令和7年度に掛けて集中的に支援が強化され、時限的に補助率の嵩上げが行われていることから、この時期に設置を進めるものでございます。

大西教育部次長 少しよろしいですか。

教育長 大西教育部次長。

大西教育部次長 今、言ってもらいました補助については、実は時限的ということで、今回これに関しては本当に延長がなく、もう最後の嵩上げのタイミングだったということだけ少し補足させていただきたいと思います。

教育長 關野委員。

關野委員 今はこの御時世ですから、何が起きるかわかりません。児童生徒を守るためには何が必要かというのがありますので、やっぱり「防犯」という名前を外すことができないんでしょう。だから、そういう防犯体制という観点から補助があると、そういう形なんでしょうね。ただ、説明のときに、子どもたちにはこういう話なんだということで不安を与えないように、見守っているんだと、そういう部分で、それはしんどい子が校内のどこかで倒れているかもしれません。そういったことも発見できますしね。だから、そういういろいろなところで見守っているということをまず説明してあげたら安心できると思います。

教育長 それでは、防犯カメラの設置場所について御説明いただけたらと思います。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 文部科学省の「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」において、防犯監視システムの設置場所は、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効であるとされています。

このことから、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制はもとより、児童生徒の安心感の醸成等のほか、いじめの未然の防止を図るとともに、これらの発生時における事実関係を明らかにするため、校舎内を含めて必要な場所に必要台数の防犯カメラを設置する予定です。

教育長 これまでの説明で、時期的なもの場所的なものについてわかっていただけましたね。そのようにしていただいたら、児童生徒の安心感の醸成等にも資することになると思いますので、先行している下田小学校、二上小学校及び香芝中学校と同様に設置をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いしたいと思います。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。
青木委員。

青木委員 三和小学校の校舎の増築につきまして、改めてその経緯について説明をしていただけたらと思います。

教育長 大西教育部次長。

大西教育部次長 こちらにつきましては、先ほどの計画の中でも少し触れさせていただきましたが、本市の住民基本台帳登録にあります0歳から15歳まで、いわゆる将来的な児童数を含めて、そこから想定される将来の普通教室数というものを算出させていただく上で、さらにはその他特別な要因を含め、いわゆる宅地開発であったりとか、そういったことも含め、おおむね5年以内に普通教室が不足する可能性がある。その状況が一定期間継続することが見込まれ、かつ、学校施設等でほかの用途として利用している、特別教室や多目的室、そういったものを普通教室に転用することも困難なことを要件として増築すべき学校がないかということを検討させていただいております。それでいきますと三和小学校が対象となっていて、特に三和小学校区におきましては児童生徒が増えてきて、おそらく500人を超えてくるような、児童数が増えてまいりますので、現状としては普通教室がその他のことをしても難しいということで、増築をすることといたしました。

教育長 青木委員。

青木委員 どんどんと住宅地開発等が進んで人数が増えていく学校、例えば、旭ヶ丘小学校とか二上小学校は確かにそのとおりでございました。ただ、ミニ開発等もあって、なかなか予測しにくい部分もあるんですけども、令和7年11月7日に実施された三和小学校の学校訪問におきましては、「本当にこれで大丈夫だろうか。」と心配しました。教室数が不足するという事例は県内でも少ないのかなと思います。そういったことを目の当たりにしましたので、子どもたちが快適に過ごすことができるように工夫をして進めていただきたいと思います。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することとし、教育財産の

取得に係る予算編成を同法第28号第2項により市長に申出をいたします。

追加議案（3） 諮第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」

教育長 つづきまして、追加議案（3）諮第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」事務局より説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、諮第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」の提案理由を説明させていただきます。

本案は、香芝市議会3月定例会に提出いたします、4議案に関しまして、教育に関する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を聴取するものでございます。

参考資料1ページから6ページを御覧ください。

令和7年度香芝市一般会計補正予算第11号についての主な内容といたしましては、国の補助が採択されたことによる補正内容となっております。繰越明許費の補正として、小学校及び中学校の防犯カメラ設置事業、トイレ改修事業、照明設備改修事業、下田小学校長寿命化改修事業、関屋小学校中規模改修事業及び小学校屋内運動場空調設備設置事業。債務負担行為の補正として、下田小学校長寿命化改修事業及び関屋小学校中規模改修事業。歳出予算では、小学校及び中学校の委託料、工事請負費についての増額補正を計上しております。

続きまして、参考資料7ページから19ページを御覧ください。

令和7年度香芝市一般会計補正予算第12号についての主な内容といたしましては、不要額の減額補正や、小学校に冷水器を設置する費用について国の補助採択を受けましたので増額補正等を計上しております。

続きまして、参考資料20ページから54ページを御覧ください。

令和8年度香芝市一般会計予算でございますが、重点事業及び主要施策事業としましては、五位堂小学校改築事業、志都美小学校改築事業、三和小学校増築事業、修学旅行費用助成事業、学校環境改善事業、香芝市立小中学校給食費無償化事業、部活動地域展開推進事業、香芝市立小中学校新入生標準服無償化事業となっております。教育費全体で43億9,102万1,000円の予算で、前年度比は28.67%の減となっております。

続きまして、参考資料55ページから58ページを御覧ください。

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の制定については、学校医等の報酬につき、学校医等の業務実態に見合った適正な報酬水準へと見直しを行い、学校等における持続可能な保健体制を構築するため、本条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ、慎重に御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

教育長 ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問等はございますか。
關野委員。

關野委員 57ページの香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、現行学校医の報酬額が年額13万円、改正は年額1校につき13万円とありますが、なぜこれは「1校につき」という表記なんですか。何校も兼務されるんですか。

教育長 保健給食課長。

保健給食課長 小学校及び中学校で兼務されているケースはございません。ただ、今後、

例えばですけれども、学校統廃合が進んだり、児童生徒数の減少に伴いまして、兼務されることもあろうかということも予定しまして、明確に報酬の支払い基準表というところで、新たに「1校につき」というところを入れたところでございます。

關野委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 ほかに何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

教育長 以上をもちまして、秘密会を終了したいと思います。

教育長 傍聴人の入場を認めたいと思います。

教育長 ここで暫時休憩いたします。

(午後00時25分 終了)